平成２３年（フ）第４０６号
宮崎市江平東２丁目４番７号　白樺ハイツ201号
破産者　堀内　文子（旧姓黒木）
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１４６６号
埼玉県幸手市大字権現堂17番地Ｂｅｌｌｅ　Ｍａｉｓｏｎ桜102、破産手続開始決定時の住所埼玉県幸手市北１丁目11番15号
破産者　小林　　隆
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６８８号
愛知県津島市鹿伏兎町上春日台４番地11
破産者　川村　博久
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７０８号
北海道恵庭市恵み野西２丁目３番７　ノルビックコート402号
破産者　宇佐美国治
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７３号
盛岡市前九年１丁目３番18号、旧住所盛岡市飯岡新田１地割52番地１　県公舎６―102号
破産者　高橋末五郎
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３５７号
仙台市青葉区宮町３丁目６番13号　ＭＩＫビル303
破産者　谷本　敬造
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７４４号
仙台市若林区文化町16番３号、開始決定時の住所仙台市青葉区西花苑２丁目２番25号
破産者　白幡　文男
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６３号
宮城県栗原市花山字草木沢荒神前９番地２
破産者　三浦　祐也
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１９４号
富山県射水市庄西町１丁目２番37号、事業所の住所富山県高岡市木津458番地135
破産者　パリジェンヌこと　橋詰登志夫
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第７０号
富山県小矢部市茄子島168番地
破産者　オカダ工業こと　岡田　　誠
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第７２号
富山県氷見市本町18番18号
破産者　般若化粧品店こと　般若知都子
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成１９年（フ）第２６５６号
名古屋市中村区大秋町４丁目６番地の２　ＳＫＹ　Ａ　Ａｏｙａｍａ102号、開始決定時の住所愛知県海部郡蟹江町源氏１丁目69番地
破産者　杉浦　芳行
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７２９号
名古屋市中川区荒子１丁目147番地　フォーラム高畑101号、開始決定時の住所名古屋市中村区城主町１丁目７番地
破産者　東冨工業こと　岩田　冨夫
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４１２号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番18―612号、開始決定時住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番23―901号
破産者　北野　昌治
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６２１号
大阪市生野区小路３丁目12番10号
破産者　小代商店こと　小代　善宏
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４１１号
大阪市東淀川区瑞光１丁目16番４号
破産者　溝渕亜希子
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４９６号
大阪市天王寺区大道１丁目11番12号
破産者　瀬戸　久江
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部